

経営 ViewPoint

相談

2018. 1. 4

中小企業のための「法人税の優遇制度」

久住 透 相談部 東京相談室

中小企業支援策の一環として、法人税では中小企業を対象とした優遇制度が設けられています。

今回は、中小企業のための法人税の優遇制度について、主なものを解説します。

【参考資料】本文で取り上げた各項目に関連する参考資料として、官公庁等が発行しているパンフレットなどの名称とホームページのURLを最終ページにまとめて掲載しています。

【内容について】本文では、主な優遇制度を一覧で紹介することにポイントを置き、それぞれの制度の内容や適用要件等については、その概要のみを簡潔に解説しています。適用を検討する場合は、例えば官公庁のパンフレットなどを参照したり、税務署や税理士等の専門家に問い合わせたりするなどの方法で、制度の内容や適用要件等の詳細を確認してください。

1. 優遇制度の対象となる中小企業

この資料で使用する中小企業の範囲を示す主な2つの用語と、その意義は以下のとおりです。

中小法人等	資本金の額または出資金の額が1億円以下の普通法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人などによる完全支配関係（発行済株式等の100%保有）があるものなどを除く）など。
中小企業者等	資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（①発行済株式総数等の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額もしくは出資金の額が1億円超など一定の法人）に所有されている法人、②前記①のほか、発行済株式総数等の3分の2以上が複数の大規模法人に所有されている法人——を除く）など

「中小法人等」「中小企業者等」の意義は、厳密には制度によって少し異なることがありますが、上表では概略を示しました。

「中小法人等」のうち一定のもののみが「中小企業者等」に該当します。「普通法人」については、「中小企業者等」に該当すれば「中小法人等」にも該当します。したがって「中小企業者等」に該当する「普通法人」は、次項「中小企業のための主な優遇制度」の（2）に掲載した制度だけでなく、（1）の制度の適用対象にもなります。

2. 中小企業のための主な優遇制度

[1] 「中小法人等」に適用される主な優遇制度

- ① 法人税の軽減税率の適用 [参考資料: a]
- ② 特定同族会社の特別税率の不適用 [同: j (第9章第2節)]
- ③ 貸倒引当金制度の適用 [同: j (第7章第2節)、b (No. 5500)]
- ④ 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額を法定繰入率で算出できる (平成31年4月1日以後開始事業年度については、前3年間に終了した各事業年度の所得の平均が年15億円を超える一定の法人は適用対象外) [同: b (No. 5501)、i]
- ⑤ 支出する交際費等の額のうち定額控除限度額 (年800万円) までの金額の損金算入ができる (接待飲食費の額の50%の損金算入との選択適用) [同: a、b (No. 5265)]
- ⑥ 欠損金の繰越控除において欠損金額を各事業年度の所得金額の全額まで損金算入ができる [同: a、b (No. 5762)]
- ⑦ 欠損金の繰戻しによる還付制度の適用 [同: a、b (No. 5763)]

[2] 「中小企業者等」に適用される主な優遇制度

- ① 中小企業投資促進税制 [参考資料: a、b]
- ② 中小企業経営強化税制 [同: a、d、i]
- ③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 [同: a、e、i]

	①中小企業投資促進税制	②中小企業経営強化税制	③商業・サービス業・農林水産業活性化税制
制度概要	青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に <u>特定機械装置等</u> を取得等して国内の指定事業の用に供した場合、特別償却を適用。 資本金3,000万円以下の法人などは法人税額の特別控除との選択適用。	中小企業等経営強化法の認定(※)を受けた青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に経営力向上計画に基づき <u>特定経営力向上設備等</u> (生産等設備を構成する一定の設備)を取得等して国内の指定事業の用に供した場合、特別償却または法人税額の特別控除を選択適用。 ※この認定を受けた中小企業者等は、経営力向上計画に基づいて新規取得した一定の設備について、一定の要件を満たせば、当該設備の固定資産税が3年間、2分の1に軽減される特例の適用も受けられます。	青色申告書を提出する中小企業者またはこれに準ずる法人が、認定経営革新等支援機関等から交付を受けた経営改善指導助言書類に記載された <u>経営改善設備</u> を指定期間内に取得等して国内の指定事業の用に供した場合、特別償却を適用。 資本金3,000万円以下の法人などは法人税額の特別控除との選択適用。
指定期間	平成10年6月1日～平成31年3月31日	平成29年4月1日～平成31年3月31日	平成25年4月1日～平成31年3月31日

	特定機械装置等	特定経営力向上設備等		経営改善設備
		生産性向上設備 (注1)	収益力強化設備 (注2)	
対象設備の概要 (一つあたりの取得価額、用途など、一定の要件あり。中古のもの、貸付用ものは対象外)	機械装置	機械装置	機械装置	—
	測定工具・検査工具	測定工具・検査工具	工具	—
	—	器具備品	器具備品	器具備品
	—	建物附属設備	建物附属設備	建物附属設備
	ソフトウェア (一定のものを除く)	ソフトウェア (一定のものを除き、一定の情報収集機能等を有するもの)	ソフトウェア (一定のものを除く)	—
	貨物自動車 (一定のものに限る)	—	—	—
	内航船舶	—	—	—
指定事業	製造業、建設業、卸売・小売業、農・林・漁業、その他一定の事業	①の制度および③の制度のすべての指定事業		卸売・小売業、農・林・漁業、不動産業、物品賃貸業、その他一定の事業
特別償却	基準取得価額の30%	即時償却		取得価額の30%
特別控除	【資本金 3,000 万円以下の法人など】 基準取得価額の7% 【上記以外の法人】 適用なし	【資本金 3,000 万円以下の法人など】 取得価額の10% 【上記以外の法人】 7%	【資本金 3,000 万円以下の法人など】 取得価額の7% 【上記以外の法人】 適用なし	
	税額控除の限度額	①②③の制度の合計でその事業年度の法人税額の20% (控除限度超過額については1年間の繰越が可能)		

注1：一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はない）で経営力向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデル比年平均1%以上向上する設備（A類型）。工業会等からの証明書の取得が必要。

注2：平均投資利益率が5%以上とすることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（B類型）。

④ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 [同：a、b、(No. 5408)]

制度概要	常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告書を提出する中小企業者等が少額減価償却資産（取得価額30万円未満の減価償却資産）を取得等して事業の用に供した場合には当該事業年度にその取得価額の全額を損金算入できる。
他の主な要件や留意点など	<ul style="list-style-type: none"> その事業年度の少額減価償却資産の取得価額の合計額は年300万円が限度 適用期間は平成18年4月1日～平成30年3月31日

⑤ 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制） [a、b (No. 5444)、f、i]

制度概要	青色申告書を提出する中小企業者等の各事業年度において損金算入される試験研究費の額がある場合は、試験研究費の総額の12%の法人税額の特別控除（その事業年度の法人税額の25%が限度）を適用。平成29年4月1日～平成31年3月31日に開始する各事業年度において、一定の場合、控除率（試験研究費の増加率に応じて最高17%）および控除限度額（最高35%、高水準型との選択適用）の時限措置あり。
他の主な要件や留意点など	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日以後開始事業年度については、中小企業者のうち、前3年間に終了した各事業年度の所得の平均が年15億円を超える法人は適用対象外。 <p>【参考】研究開発税制には上記の他、「総額型（試験研究費総額に係る税額控除）」「高水準型（平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除）」「オープンイノベーション型（特別試験研究費（大学等との共同研究等の費用）に係る税額控除）」があり、いずれも青色申告法人が対象</p>

⑥ 所得拡大促進税制 [a、b (No. 5927)、i]

制度概要	青色申告法人が国内雇用者に対して支給する給与等について一定の要件を満たす場合、法人税額の特別控除を適用。平成29年4月1日～平成30年3月31日に開始する各事業年度の税額控除の額は、雇用者給与等支給額の基準事業年度比増加額の10%に前事業年度比増加額の2%を加算した金額（中小企業者等は雇用者給与等支給額の基準事業年度比増加額の10%の金額が基本で、平均給与等支給額が前事業年度比2%以上増加した場合に限り、雇用者給与等支給額の前事業年度比増加額の12%を加算）
他の主な要件や留意点など	<ul style="list-style-type: none"> ・基準事業年度とは、平成25年4月1日以後開始各事業年度のうち最も古い事業年度の開始日の前日を含む事業年度 ・平成29年4月1日～平成30年3月31日に開始する各事業年度の適用要件は、（イ）雇用者給与等支給額が基準事業年度比5%（中小企業者等は3%）以上増加、（ロ）雇用者給与等支給額が前事業年度以上、（ハ）平均給与等支給額が前事業年度比2%以上増加（中小企業者等は前事業年度超） ・税額控除の限度額はその事業年度の法人税額の10%（中小企業者等は20%）

⑦ その他の制度 [a、b (No. 5454、5926)、g、h、i]

環境関連投資促進税制 （グリーン投資税制）	青色申告法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等して1年以内に国内の一定の事業の用に供した場合、取得価額の30%の特別償却を適用。中小企業者等は取得価額の7%の法人税額の特別控除（その事業年度の法人税額の20%が限度）との選択適用。適用期間は平成23年6月30日～平成30年3月31日。
--------------------------	--

雇用促進税制

一定の適用事業を営む青色申告法人が特定の地域（同意雇用開発促進地域）の事業所において雇用者数を増加させた一定の場合は、法人税額の特別控除を適用。中小企業者等は、雇用者数増加要件の緩和及び控除限度額の優遇あり。適用期間は平成 23 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日。別途、地方拠点強化税制の特例あり。

<参考資料>

- [a] 中小企業庁「中小企業税制<平成 29 年度版>」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2017/170626zeisei.pdf>
- [b] 国税庁タックスアンサー
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>
(本文中にカッコ書きで付記した 4 桁の数字は、該当項目のタックスアンサーの番号。ホームページ上でこの 4 桁の数字をキーワードにして検索可能)
- [c] 中小企業庁「中小企業投資促進税制」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>
- [d] 中小企業庁「経営サポート『経営強化法による支援』」
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>
- [e] 中小企業庁「商業・サービス業の設備投資を応援します(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm>
- [f] 経済産業省「研究開発税制」
http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html
- [g] 資源エネルギー庁「グリーン投資減税」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/
- [h] 厚生労働省「雇用促進税制」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyou_sokushinzei.html
- [i] 国税庁「平成 29 年度 法人税関係法令の改正の概要」
http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017_4/01.htm
- [j] 税務大学校「税大講本 法人税法（平成 29 年度版）」
<http://www.nta.go.jp/ntc/kouhon/houjin/mokuji.htm>

内容は2017年8月29日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上での例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701
<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>